

消費税引き上げの負担を緩和 2つの給付金



平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するため、2つの給付金が創設されました。

下記の支給要件を確認の上、申請してください。受け取ることができるのはどちらか一つの給付金で、支給は1回限りです。原則として、申請期間外の申請や、平成26年1月1日時点で香取市に住民票がない人の申請は受け付けられません。

申請方法について		
臨時福祉給付金	社会福祉課	☎(50) 1268
子育て世帯臨時特例給付金	子育て支援課	☎(50) 1257
制度について		
厚生労働省専用ダイヤル		☎0570 (037) 192

臨時福祉給付金

■支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が香取市にある人で、平成26年度個人住民税（均等割）が課税されない人が対象です。

※課税されている人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外

※平成26年1月2日以降に香取市へ転入してきた人は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請場所

■支給額

◇支給対象者1人につき、1万円
◇支給対象者の中で次の加算対象者は、5千円を加算

○加算対象者

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

■申請期間

7月1日(火)～10月1日(水)

■申請場所

社会福祉課・各支所市民福祉班

■提出書類

◇申請書

※6月20日(金)以降に、税務課で郵送する「平成26年度個人住民税についてのお知らせ」に同封します。このお知らせは、平成26年度個人住民税（均等割）が課税されない人で課税者に扶養されてい

ない人にお送りします

◇本人確認書類（住基カード、運転免許証、旅券などの写し）

※官公署で発行した写真付身分証明書をお持ちでない人は相談ください

◇入金を希望する口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し）

■支給決定

○申請の受け付け後、内容を確認して審査を行い、支給・不支給の決定（通知）を行います。

○支給の決定を受けた人には、決定通知の送付と併せて指定の口座に入金の予定です。

社会福祉課臨時職員募集

臨時福祉給付金の業務繁忙期に、受け付け・資料整理などの事務を行う臨時職員を募集します。

■対象 パソコン操作のできる65歳以下の市内在住者

■募集数 4人

■任用期間 7月1日(火)～8月29日(金) 9時～17時

■勤務地 市役所

■業務内容 受け付け・資料の收受・仕分け・整理作業

■賃金 時給850円

■申込 6月13日(金)までに履歴書を社会福祉課もしくは各支所市民福祉班まで持参または郵送

子育て世帯臨時特例給付金

次の「支給対象者」でかつ「対象児童」のいる人が対象です。

■支給対象者

次のどちらの要件も満たす人

◇平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

◇平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける人を含みます

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※児童手当・特例給付の対象児童であれば、給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます

上記対象児童であっても、次の場合は対象外です。

◇臨時福祉給付金の対象となる児童

◇生活保護制度の被保護者にあたる児童

■支給額

対象児童1人につき、1万円

■申請期間

6月2日(月)～9月2日(火)

■申請場所

子育て支援課・各支所市民福祉班

■提出書類

◇申請書

6月2日(月)以降、子育て支援課で郵送します。

※公務員の人は、所属庁から交付される申請書をお使いください。また、所属庁から交付される証明書が必要です

※児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は問い合わせください

■支給決定

○申請の受け付け後、内容を確認して審査を行い、支給・不支給の決定（通知）を行います。

※支給・不支給の決定通知の送付は7月末・8月末・9月末を予定

○支給の決定を受けた人には、決定通知の送付と併せて指定の口座に入金の予定です。

○不支給の決定を受けた人は、臨時福祉給付金の対象となる場合があります。

※臨時福祉給付金の対象となる場合は、別途、申請が必要です



児童手当の受給には 現況届の提出が必要です

6月30日(月)まで

子育て支援課 ☎(50) 1257



4月30日までに生まれた児童を養育し、現在、児童手当を受けている人は、6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。

この届けは、6月1日における状況を記入し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届は、市から児童手当を受けている人に6月2日(月)ごろ発送します。

現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限 6月30日(月)

■提出場所 子育て支援課、または各支所市民福祉班(公務員は勤務先)

■必要な添付書類など

■受給者(保護者)がサラリーマンなどで厚生年金などの加入者である場合

◇受給者(保護者)の健康保険被保険者証の写しなど

■平成26年1月2日以降に転入した場合(受給者(保護者)が平成26年1月1日に香取市に住所がなかった場合)

◇平成26年1月1日現在の住所地の平成26年度課税証明書(前住所地の市区町村民税担当課で発行)

※受給者(保護者)のものが必要

■受給者(保護者)が養育する児童と別居している場合

◇市外別居の場合は、別居監護申立書と市外に住所がある児童の属する世帯全員の住民票の写し
◇市内別居の場合は、別居監護申立書

※別居監護申立書は子育て支援課および各支所市民福祉班にあります